

## 「七ヶ宿町学校施設新築基本構想」に関するパブリックコメント実施要領

### 1. 意見募集の案件

七ヶ宿町学校施設新築基本構想

### 2. 意見募集の理由

七ヶ宿町の目指す、小中一貫教育を踏まえた七ヶ宿町立学校施設整備の方向性を検討するため「七ヶ宿町学校施設新築基本構想」を策定します。

この度、「七ヶ宿町学校施設新築基本構想」の内容がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からのご意見を募集します。

いただいたご意見は、今後策定する基本計画等への参考とさせていただきます。

### 3. 意見募集期間

令和7年3月25日(火)から令和7年4月14日(月)まで

※窓口での受付時間は、「4. 資料の入手方法(2)窓口での閲覧」の表を参照。

※郵送で意見書を提出する場合は、令和7年4月14日(月)必着。

### 4. 資料の入手方法

七ヶ宿町学校施設新築基本構想は、令和7年3月25日(火)より、次の方法で入手することができます。

#### (1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

七ヶ宿町ホームページ：<https://town.shichikashuku.miyagi.jp/info/#002528>

#### (2) 窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます。

※配布は行っておりません。

・教育委員会事務局（開発センター1階）

※閲覧できる期間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、祝日は閉庁

### 5. 意見の提出時の記載事項

(1) ご意見のほか、氏名(団体名)、住所を記入してください。

(2) 七ヶ宿町に在勤の方は、その名称及び所在地も記入してください。

(3) 上記の(1)(2)のいずれにも該当しない方は、本パブリックコメントの手続きの対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由を記入してください。

※上記の記載事項がない意見書は、無効とさせていただきます。

## 6. 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書を提出してください。なお、意見書は、指定様式を使用しなくても、指定様式に記載すべき内容をすべて記載いただければ、任意の書式でも構いません。

### (1) ホームページに記載の URL から Google フォームに入力する方法

次のアドレスまたは町ホームページのリンクから Google フォームにアクセスし、入力してください。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdEoQeT49UrAe8MlnN9jgSz\\_e-Q2DBiWRRY76cWG6cPQ0y8RA/viewform?usp=sharing](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdEoQeT49UrAe8MlnN9jgSz_e-Q2DBiWRRY76cWG6cPQ0y8RA/viewform?usp=sharing)

### (2) 電子メールによる方法

①意見書の様式に従い、テキスト形式で意見を入力し、送信してください。

URL への直接リンクによる意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。なお、電子メールの件名は、「七ヶ宿町学校施設新築基本構想に関する意見」としてください。

氏名(団体名)、住所は必ず本文中に記載してください。

②送信先(電子メールアドレス)：shichi31@town.shichikashuku.miyagi.jp

### (3) 持参する方法

①意見書の様式に従い、A4サイズ用の紙に意見を記載し、直接提出先に持参してください。

②提出先：教育委員会事務局(開発センター1階)

### (4) 郵送による方法

①意見書の様式に従い、A4サイズ用の紙に意見を記載し、封書で送付してください。

なお、封書には、朱書きで「七ヶ宿町学校施設新築基本構想に関する意見」と記載してください。

②郵送先：〒989-0592 宮城県刈田郡七ヶ宿字関126

七ヶ宿町教育委員会 子ども教育係

### (5) ファックスによる方法

①意見書の様式に従い、A4サイズ用の紙に意見を記載し、送信してください。

②送信先：0224-37-2203 七ヶ宿町教育委員会 子ども教育係

## 7. 注意事項

(1) 意見は、日本語で記載してください。

(2) 提出いただいた意見は、氏名(団体名)、住所を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

(3) 意見の募集期間内に到達しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。

① 特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるもの

② 特定の団体・個人等の財産又はプライバシーを侵害するもの

- ③ 特定の団体・個人等の著作権を侵害するもの
  - ④ 公序良俗に反するもの
  - ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの
- (4) 提出いただきました意見に対する町の回答は、七ヶ宿町ホームページで行います。  
個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。